

第2款 貸倒引当金

1 貸倒引当金の概要とその沿革

(1) 貸倒引当金の必要性とその創設

販売基準によつて収益の計上を行う企業会計においては、期末の売掛金、貸付金について翌期以降に生ずべき貸倒損失を見積もつて貸倒引当金を計上することが慣習となつている。これは、発生した売掛金、貸付金については、程度の差こそあれ潜在的に貸倒れ部分があり、それが翌期以降に具体的な貸倒れとなつてあらわれるものであるから、この貸倒損失は、現実に発生した時の収益に負担させるべきでなく、貸倒れの基因となつた債権の発生により計上する収益に負担させるべきであるとの考え方に基づくものである。したがつて、貸倒引当金の額も、各企業の実情に応じ、過去における貸倒損失の発生状況等を基礎にして合理的に測定した貸倒損失発生予想額によるべきものである。

税務計算においては貸倒損失は、現実に貸倒損失が確定したときの損失として経理すべきこととされていたが、他面費用収益の対応による所得計算原理、企業会計の現実性を考慮して、昭和25年3月の税制改正において、貸倒準備金制度が創設され、さらに昭和39年3月の税制改正においては、貸倒準備金を評価性引当金に純化するとともに、名称も貸倒引当金と改められた。もつとも評価性引当金という意味において、期末における貸金に対する貸倒見込額（旧商法の取立不能見込額）を意味すると解する方が現在としては適当であると思われる。なお、平成10年度の税制改正においては、従来は通達で認められていた債権償却特別勘定が法令化され、期末債権を個別に評価し、その取立て不能見込額についても貸倒引当金に含めることとされ、その意味する範囲が従来よりも広がつたところである。

(2) 制度の概要

一般に公正妥当と認められる会計処理の基準を尊重する建前から、法人税法においても、法人が政令で定める一定の繰入率等により計算した金額を損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することを認めるといふものである。なお、この貸倒引当金は毎期洗替え制度をとつている。

(3) 昭和39年改正前の貸倒準備金制度の概要とその批判

昭和36年3月改正前の貸倒準備金勘定の繰入れについては、貸金を基礎として限度計算を行うほか、各事業年度の所得金額を基礎とした一定金額（一般法人にあつては、所得等の額の15%に相当する金額）を限度とし、そのうちいずれか少ない方の金額を繰り入れることとされていた。しかし、貸倒れの発生は、所得金額の多寡にかかわらず発生すること等の実情にかえり、昭和36年3月の税制改正の際に所得基準による限度額が廃止された。

なお、昭和36年3月改正後の貸倒準備金制度の概要は、次のとおりであつた。

- (ア) 青色申告書を提出する法人は、各事業年度終了の日に有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒損失の補てんに充てるため、貸金の帳簿価額に一定の率を乗じて計算した金額を各事業年度ごとに貸倒準備金勘定に繰り入れることができる。しかし、貸倒準備金の累積額が繰入累積限度額に達した後は繰り入れることができない。
- (イ) 貸倒損失が発生した場合には、貸倒準備金を取り崩して補てんしなければならない。

二 税務会計と企業会計

1 財務諸表の基準性

(1) すでに述べたように、税務会計は企業会計（企業会計原則及び会社法による会計）に依存している。

企業会計を税法の要請によつて修正、加工するところに税務会計の本質が存するのである。この差異はいかなる理由によつて生ずるかは、すでに概観したところである。

しかもこの差異は本質的な差異と、これをさらに検討することによつて一致せしめることのできる量的差異とがある。本質的な差異は、税法自体のもつ論理及び政策的配慮によつて生ずる差異であり、すでに述べた受取配当、特別償却、準備金、交際費等がこれに該当する。量的な差異としては、厳格な収益の計上についてのリーガル・テストの適用あるいは、重要性の原則などが該当する。これらは結局は、どの程度まで厳格に適用させるかどうかという問題である。換言すれば、程度の差異といふことができよう。

これらの差異のうち本質的な差異は、実体的に企業会計と合致させることが困難であるから、結局は申告調整等の方法によつて解決するほかない。しかし、量的な差異については、企業会計及び税務会計の双方において一致するよう努力する余地が残されている。

いま、法人税法と企業会計原則の対比をみると、次のとおりである。

法人税法と企業会計原則の対比

| 区 分 | 企 業 会 計 原 則 | 法 人 税 法 |
|-----------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 資 本 取 引 関 係 | | |
| 1 株 式 払 込 剰 余 金 | 資本準備金(④会社法445③) | 資本金等の額(令8①Ⅰ～Ⅲ) |
| 2 減 資 益 | その他資本剰余金 | 次に掲げる金額は資本金等の額の増加又は減少額 (1) 資本金の額又は出資金の額の減少により減少した金額に相当する金額(令8①Ⅳ) (2) 資本の払戻し等に係る減資資本金額(令8①Ⅴ) |
| 3 合 併 差 益 | 同上 | 次の区分に応じ、次に掲げる金額は資本金等の額(令8①Ⅵ) (1) 非適格合併の場合は、合併により移転を受けた資産、負債に係る時価純資産価額から合併により増加した資本金額等を減算した金額 (2) 適格合併の場合は、被合併法人の合併最後事業年度末の簿価純資産価額から引継ぎを受ける利益積立金額を減算し、さらに合併により増加した資本金額等を減算した金額 |

〔会税一四六〕

一四〇五

9 借地権等の更新料を支払った場合等の取扱い

(1) 借地権は、通常土地と同様減価しないという事情から、その取得価額の償却をすることは認められていない。しかし、その契約期限を更新する場合の更新料の実情をみると、更新料の支払によつて借主の権利の内容が強化されるものとは考えられないので、これは、いわば借主が従前の借地権契約によつてその土地の上に有していた権利が契約期間の進行につれてある程度減価し、一般的には更新期に更新料を支払うことによつて従前の地位が再び維持されるものとみることでもできる。このような借地権の更新は、一般経済取引として法律上も認めていることと関連して、借地権の償却は従前どおりこれを認めないこととされているが、従前の借地権の帳簿価額のうち更新期に至つて低下した部分のみを損金の額に算入できることとされている。すなわち、法人が有する借地権（地上権若しくは土地の賃借権又はこれらの権利に係る土地の転借に係る権利をいう。）又は地役権の存続期間の更新をする場合において、更新料の支払をしたときは、当該更新の直前における借地権又は地役権の帳簿価額に、当該更新の時ににおける借地権又は地役権の価額のうちに当該更新料の額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額は、当該更新のあつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとしている。しかし、ここで支払われる更新料は、当該借地権又は地役権の帳簿価額に加算しなければならない（令139）。

設例

| | |
|-----------------|-------|
| A社の有する借地権の帳簿価額 | 400万円 |
| 契約期間を更新するための支払額 | 25万円 |
| 更新直前の借地権の価額 | 500万円 |

《計算》

$$400万円 \times \frac{25万円}{500万円} = 20万円 \dots\dots \text{損金算入額}$$

従つて、更新後の借地権の帳簿価額は、400万円 - 20万円 + 25万円 = 405万円となる。

⑨ 更新料を受けた者は、その更新に当たり取得した金額は、益金の額に算入されることはいうまでもないが、当初の権利金と異なり借地権の譲渡とはみられないので帳簿価額を減額することはできない。

仕訳例

(1) 更新料を支払った場合

借方 (借地権) 250,000円 貸方 (現金預金) 250,000円

(2) 借地権の価額の減少による損金算入

借方 (借地権
評価損) 200,000円 貸方 (借地権) 200,000円

(2) なお、借地権の更新に伴う更新料のほか、次のような費用の額を支払った場合には、その金額は借地権の取得価額に算入しなければならない（基通7-3-8）。

① 賃借した土地についてした改良のための地盛り、地ならし、埋立て等の整地のために要した費用

② 借地権等を有する土地の上にある建物又は構築物等を増改築するに当たり、その土地の所有者に対して支出する費用

(3) 次に、借地権は、その土地を使用している限り存続する（すなわちその契約期間が満了しても、その土地を引続き使用している限り借地権は存続する）から、その帳簿価額を減額す

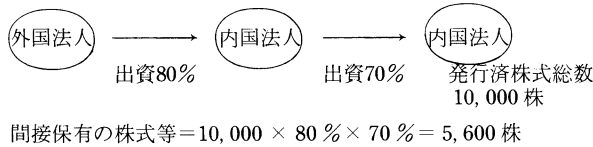
(4) 国外支配株主等の資本持分

国外支配株主等の資本持分は、次により算定される（措法66の5④Ⅵ，措令39の13⑱）。

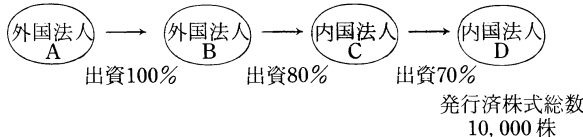
$$\text{当該内国法人の当該事業年度に係る自己資本の額} \times \frac{\text{当該事業年度終了の日において国外支配株主等の有する当該内国法人に係る直接及び間接保有の株式等}}{\text{当該内国法人の発行済株式の総数又は出資金額}}$$

この場合の直接及び間接保有の株式等は、直接に保有する株式（出資も含まれる。以下「株式等」と略称する。）と間接に保有する株式等を合計したものである（措令39の13⑱）。直接に保有する株式等は、文字どおり国外支配株主等たる非居住者又は外国法人が内国法人の株式等を所有する場合をいい、間接保有の株式等は、非居住者又は外国法人が、その内国法人の発行済株式等を一又は二以上の他の内国法人を通じて保有する場合をいい（外国法人を通じての保有は間接保有とはされない。）、各段階の持株割合を乗じて計算するものとされている。内国法人が非居住者又は外国法人のいわゆる孫会社、曾孫会社等に該当する場合は、この間接保有のケースということになる。

【設例】



【設例】

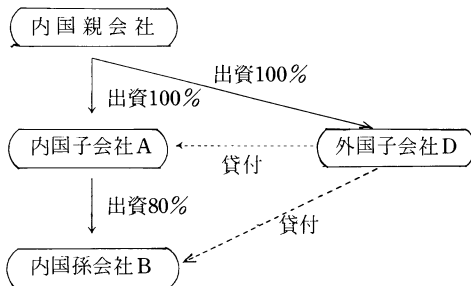


Bの間接保有の株式等 = 10,000 × 80% × 70% = 5,600株
 Aの間接保有の株式等 = 0

② 外国法人を通じた間接保有はない。ただし、AはC及びDの国外支配株主等には該当する。

なお、当該内国法人と国外支配株主等とが姉妹会社関係にある場合において、それらを支配する者が居住者又は他の内国法人であるときは、上述の計算によつたのでは、国外支配株主等の資本持分がないことになるので、その居住者又は内国法人を国外支配株主等とみなして、直接及び間接保有の株式等を計算し、さらに国外支配株主等の資本持分を計算するものとされている（措令39の13⑳）。

【設例】



- ・内国子会社Aに対する国外支配株主等の直接・間接の出資割合…… 100%（直接）
- ・内国孫会社Bに対する国外支配株主等の直接・間接の出資割合…… 80%（100%×80%）

【会税一三〇】

三一九九の二〇九

5 使用人兼務役員の適正使用人分給料

使用人兼務役員に対する使用人分の報酬を支給限度額に含めていない法人が、使用人兼務役員に対して使用人分の報酬を支給した場合には、その使用人兼務役員が現に従事している使用人の職務と、おおむね類似する職務に従事する使用人に対して支給した給料に相当する額が、原則としてその使用人分の報酬として適正な金額とされる。この場合、類似する職務に従事している使用人の給料が特別の事情があるため他の使用人に比して著しく多額の支給が行われたものである場合には、その特別の事情がないものと仮定したときにおいて通常支給される額に相当する金額を、原則としてその使用人兼務役員の使用人分の報酬適正額とするのである（基通9-2-7）。

この使用人分の報酬適正額を算定するに当つてその使用人兼務役員が現に従事している使用人の職務内容等からみて比準すべき使用人として適当な者がいないときは、その使用人兼務役員が役員となる直前に受けていた給料の額、その後のベースアップ等の状況、使用人のうち最上位にある者に対して支給した給料の額等を参酌して適正に見積つた金額をもつて、その使用人兼務役員の使用人分の報酬適正額とすることができることとされている（基通9-2-7）。

この意味からいえば、必ずしも使用人中の最高者の給料が常にそのまま使用人役員の適正使用人給料となるということではない。

判例要旨

- ① 同族会社の使用人兼務役員に支給した給与の額が不当に多額であるとして、会社の行為、計算を否認しても、④適正額認定の資料とした同業6社の同族関係者である女子使用人の平均給与額について、右6社のうちには業態、規模の類似しない会社が含まれていること、⑤平均給与額算定の基礎となつた給与は、いずれも税務官庁において適正額として認容した額であること。⑥適正額の基準とした女子事務員の給与についても、兼務役員とは勤続年数が異なるため適正額認定の資料とすることはできないことから、それによる給与の否認は違法である。（昭35.5.17広島地方31(行)6）
- ② 代表取締役は、会社の業務全般を執行するもので会社との関係は委任の規定に従うべく、代表取締役が商品の仕入会計事務等の労務をなしていても、これは一応会社の業務執行自体と認められるので、これに対する賞与はその性質上使用人に対する給与と解することはできない。（昭33.12.18大阪高等31(特)998）
- ③ 一般に会社の役員が、役員固有の職務のほか会社の一般事務を司つていることから、直ちにいわゆる使用人兼務役員となし、これらの者に支給された報酬以外の手当を一般従業員の賞与と同様税務会計上損金処分とすべきかどうかは速断できないのであつて、当該役員の実質上の地位、役割、当該手当の金額、その性質その他の事情を勘案し具体的事情に即して決せらるべきである。（昭34.11.27福岡地方32(行)21）
- ④ 株式会社におけるいわゆる使用人兼務役員は、役員の資格で会社との委任ないし準委任契約に基いて委任事務の処理にあたると同時に使用人の資格で一定の労務に服するのであるから、役員としての事務処理の結果に対しては、その報酬および賞与の支払いを受け、使用人として提供した労務に対しては、その対価として使用人給料および賞与の支給を受けるものと解すべく、法人税の課税標準となるべき所得額の算出に関しても、これを別異に解すべき根拠はないから、会社が使用人給料および賞与の名義で支払つた金額には、反証のないかぎり、役員報酬および賞与と使用人給料および賞与とが共に包含されているものと解するのが相当である。（昭33.6.19熊本地方32(行)4）
- ⑤ 会社の業務執行に関与せず名目上取締役の肩書を有するに止り、実際は商業使用人として会社